

固定資産税・都市計画税減免一覧表

地方税法および町田市市税条例(施行規則含む)に規定する一定の種類固定資産は、減免の対象となります。以下に該当する固定資産をお持ちの方は、「固定資産税・都市計画税減免申請書」をご提出ください。

詳しい内容や申告の方法等は、財務部資産税課までお問い合わせください。

名称	減免の種類	軽減率	土地	家屋	償却
生活減免(減免取扱基準第3第1号・町田市市税条例第59条第1項第1号)					
生活保護	公の扶助を受けている者の所有する土地、家屋及び償却資産	10/10	○	○	○
公益減免(減免取扱基準第3第2号・町田市市税条例第59条第1項第2号)					
集会所等	集会所等の土地及び家屋	10/10	○	○	
遊び場・公園	遊び場、公園等の土地	10/10	○		
文化財等(指定)	文化財等の土地及び家屋	10/10	○	○	
文化財等(指定外)					
調整池等	遊水池等(調整池)の土地	10/10	○		
文化施設	文化施設の家屋	10/10		○	
社会福祉施設(職舎)	社会福祉施設の土地及び家屋	10/10	○	○	
社会福祉施設(その他)					
公共用地	公共用地として使用制限された土地	10/10	○		
幼稚園	幼稚園の土地、家屋及び償却資産	10/10	○	○	○
認証保育所	認証保育所の土地、家屋及び償却資産	10/10	○	○	○
宅地介在山林	介在山林	2/3	○		
ケア付住まい	地域のケア付き住まいの土地、家屋及び償却資産	10/10	○	○	○
保全調整池	保全調整池の土地	10/10	○		
調整池複合	保全調整池の上に人工的に地盤を設けて、恒常的に他の用途に使用している土地	1/10	○		
小規模介護	小規模多機能型居宅介護事業の用に供する土地、家屋及び償却資産	(5年度間※) 10/10	○	○	○
災害減免(減免取扱基準第3第3号・町田市市税条例第59条第1項第3号)					
災害	市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産	損害の程度に応じた減免割合	○	○	○
その他減免(減免取扱基準第3第4号・町田市市税条例第59条第1項第4号)					
火災	火災等により損害を受けた家屋及び償却資産	損害の程度に応じた減免割合		○	○
診療所	診療所の家屋	7/10		○	
整備師施設	柔道整備師が施術の用に供する家屋	7/10		○	
土地開発公社の土地	土地開発公社が他の者に有償で貸付け等をした土地	10/10	○		
公衆浴場	普通公衆浴場の土地、家屋及び償却資産	2/3	○	○	○
駐輪場	自転車駐車場の家屋及び償却資産	(3年度間) 5/10		○	○
医師会館	医師会館の家屋	7/10		○	
物納	相続税法の規定により物納された土地及び家屋	10/10	○	○	
寄付	納税義務者から直接、国、市又は他の地方公共団体へ寄附され、若しくは都市計画法第40条第2項の規定により帰属された土地及び家屋	10/10	○	○	
無償使用	国、市又は他の地方公共団体へ無償で貸し付けられ公用若しくは公共の用に供している土地及び家屋	10/10	○	○	
賦課期日後の学校等	賦課期日後において、学校等の用に供することとなった土地、家屋及び償却資産	10/10	○	○	○
市等が取得	国、市若しくは他の地方公共団体又は土地開発公社が取得をした土地、家屋及び償却資産のうち、当該取得前にこの基準による減免を受けていた土地、家屋及び償却資産	当該取得前にこの基準による減免を受けていた軽減率による	○	○	○

※…開所した日の属する年の4月1日の属する年度を含む5年度間